平成２３年（フ）第３２９７号
大阪市都島区都島本通２丁目14番12号　グランピア生山204号
債務者　山道　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５２号
長崎県長崎市緑町１番２号、住民票上の住所長崎県長崎市高丘１丁目11番26号
債務者　奥田　朱実（旧姓猪村）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７号
長崎県長崎市新戸町２丁目10番13号
債務者　永野　俊彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
長崎県長崎市界２丁目19番17号　清水ヶ丘寮、旧住所長崎県諫早市天満町４番４号
債務者　小山眞智子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
長崎県長崎市滑石２丁目33番21号
債務者　鮎澤　幸子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
北海道北広島市東共栄２丁目９番地３
債務者　和田　綾子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０１号
札幌市北区新琴似７条９丁目２番15号　マルシンマンション201号
債務者　牧野　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２８号
札幌市白石区栄通７丁目３番５―105号
債務者　峯後　貴之
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１０号
札幌市西区西野10条６丁目３番７号　誉香智ハウス201号、申立時の住所札幌市西区西野３条２丁目１番48―203号
債務者　高橋　勝義
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１１号
札幌市西区西野10条６丁目３番７号　誉香智ハウス201号、申立時の住所札幌市西区西野３条２丁目１番48―203号
債務者　高橋　廣子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９７０号
北海道北広島市白樺町１丁目１番地１　Ｃ１―12
債務者　小島　直樹
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２６号
札幌市手稲区富丘３条４丁目９番１―206号
債務者　吉田　博子（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８２号
北海道石狩市八幡４丁目164番地８
債務者　舩木　静江
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１００号
札幌市厚別区厚別南１丁目16番８号　Ｇハイツ１号
債務者　成田　　要
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
北海道苫小牧市光洋町３丁目４番１号　ボーベル103
債務者　小松　健一
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２９号
北海道網走郡美幌町字青山南21番地の18
債務者　栗田　琴恵
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
山形県鶴岡市みどり町17番15号、住民票上の住所山形県鶴岡市藤の花２丁目22番地14
債務者　深澤　重浩
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部